

令和元年度 厚木市障がい者協議会 第2回 実務者会議

日 時	令和元年 10 月 10 日 (木) 午後 2 時～午後 5 時 30 分
場 所	厚木市保健福祉センター 5 階 視聴覚室
出席者	<p>厚木市身体障害者福祉協会、 厚木市手をつなぐ育成会、 厚木市自閉症児者親の会、 精神保健福祉促進会フレッシュ厚木、 厚木地区知的障害者施設連絡会（七沢学園）、 厚木市居宅介護事業所連絡会（ハートピアラ）、 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム、 相談支援事業所連絡会（相談支援事業所すぎな）、 地域包括支援センター（荻野地域包括支援センター）、 厚木市教育委員会、 特別支援学校（海老名支援学校）、 公共職業曾根安定所、 県央地域就労援助センター 障害者職業・生活支援センター、 厚木児童相談所 厚木保健福祉事務所、 厚木市社会福祉協議会、 厚木市障がい福祉課、 事務局：厚木市障がい福祉課、厚木市障がい者基幹相談支援センター</p>

1 開 会

事務局 資料確認

2. 議 題

(1) 第5期障がい者福祉計画実績報告（資料1）

厚木市障がい福祉課より

第5期障がい者福祉計画の中間報告。第5期障がい者福祉計画は障がい者基本法に基づいて作成された国の障がい者基本計画に基づいて作成された計画である。障がい者総合支援法に基づく障がい者福祉計画、さらに児童福祉法に基づく計画をまとめたものを資料として配付している。

計画は11の項目に分かれておりそれぞれ指標と目標値が設定されております。今回は平成30年度の実績報告をさせていただきます。

施策の方向1 「障がい者理解の促進」について

取組1 障がい者理解を深めるための普及啓発活動

平成30年度の実績としてヘルプカードを広報厚木で周知したこと、また、各事業所に配布・周知を行った。

これに対しての指標と致しましてヘルプカードを提示して支援をうけたことがある方がどのくらいの割合なのか？を指標としました。これらの指標に対する目標値については資料にある※については居宅・生活介護事業の利用者100名のアンケートの集計結果（100名中64名の回答率）、逆に※がついていない項目については庁内で数値が計れる物や各事業所からの聞き取りなどで得られた数値になっています。

取組1の指標に対する目標値は10%を設定し平成30年度の実績は50パーセントとなっている。このヘルプカードを持っている方についてはアンケート回答者64名のうち4名、そのうち実際に支援を受けた事がある方は2名となっており50パーセント%になっているが、ヘルプカードの普及率が低いことが課題と感じているので今後も周知にしていきたい。

取組2・3「障がい者理解を深めるための啓発活動・交流及び共同学習の推進」

・精神保健福祉地域交流事業の開催、平成30年度については緑が丘公民館で実施した。一般住民の参加を増やすため自治会などに周知した。

・障がい者体育大会の開催、運営ボランティアの募集をした。この取組から新たなボランティアには繋がらなかったが今後もボランティアが入って畝井してもらえよう体制を整えたい。

・差別解消法の講演会の開催（H30年7月）講師は神奈川工科大学の小川先生に依頼した。これらの取り組みの指標として地域の障がい者に対する理解について、「理解がある」と思う障がい者の割合。目標値は46.6%で実績は75.4%になっている。

施策の方向2 権利擁護の推進

取組1 行政サービスにおける合理的配慮の充実

取組実績として

・市主催の障がい者差別解消法の講演会を実施した。

・市主催の式典などの行事における合理的配慮（手話通訳・要約筆記など）の庁内への周知を行った。

この取組に対する指標は「障がいがあることで差別や嫌な思いをして事があるか？」

目標値として 65.1%を設定し平成 30 年度の実績は 57.9%になっている。アンケート結果からおおむね半々くらいの割合であったが、全く嫌な思いをしたことがないという回答もあった。

取組 2・3・4 権利擁護に関する相談窓口の充実・障がい者虐待の防止・青年後見制度の普及啓発について

取組実績

- ・権利擁護支援センターについて、自治会へチラシ回覧公共施設にポスターを貼り普及啓発努めた。
- ・虐待防止に関する講演会を実施した。

これらの取組についての指標は 権利擁護支援センターにおける相談件数とした。目標値として 24 件を設定 平成 30 年度の実績は 17 件となっている。

施策の方向 3 相談支援体制の充実

取組 1 地域の相談支援体制の充実

取組実績

- ・障がい福祉課に来庁された市民にチラシなどを配布し障がい者支援センターの周知を行った。

この取組についての指標として障がい者相談支援センターの認知度とし、目標値を 36.4% に設定した。平成 30 年度の実績は 20.5% と実績は低い、障がい者相談支援センターという認識は無く事業所名で覚えている方も少なくなかったことが要因の一つと考えている。この数値が必ずしも低い結果とも考えていない。

取組実績

- ・広報等による障がい者相談支援センターの周知。

この取り組みについての指標は基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの相談件数を設定した。

目標値 18511 件

実績 22979 件

※16322 件 (平成 28 年度実績)

大幅に相談件数は増加しているが、その要因として平成 27 年度 10 月から相談支援センターができたがセンターの認知度が上がっている、体制が整ってきていることと考えている。

施策の方向 4 一貫した療育支援体制の確立

取組 1・2 発達に不安を感じた段階からの支援・学校生活期における支援の充実

取組実績について

- ・市内通所支援事業所に対して、研修会の開催や支援の現場での助言を行った。
- ・厚木市一貫した療育支援体制を考える連絡会の設立及び会議開催

これらの指標として療育相談（初回面接）件数とした。

目標値 276 件 ※203 件 (平成 28 年度)

実績 280 件

目標を少し達成した、今後も数値を延ばせるよう取り組んでいきたい。

取り組み1・3 発達に不安を感じた段階からの支援・医療的ケアを必要とする重症心身障がい児への支援

取組実績

- ・障がい児相談支援事業所の増加の働きかけ。
 - ・重症心身障害児及び医療的ケア児に関する関連会議の参加
⇒例年以上に参加し他市町村 関係機関などと情報共有を図った。
- これらの取組に対する指標は、障がい児支援利用計画を作成している障がい児の割合とした。
目標値 19.0% ※8% (平成 28 年度実績)
実績 13.5%

目標に達することはできなかった。障がい児に関する支援について まだまだ分からない、また、一人の相談支援専門員が一人で100人くらいの担当を持たないと事業の運営が成り立たないという切実な意見があり厚木市から事業所へ呼びかけても簡単に事業所が増えるものではない。しかし、平成 28 年度、29 年度と少しずつではあるが数は増えつつある。

施策 5 多様な就労支援

取組 1 地域の就労支援体制の構築

取組実績

- ・養護学校と生活介護・就労継続支援B型事業所との情報交換
- ・商工会議所等を通して、市内企業への障がい者の就労研修会の周知
- ・障がい者雇用に先進的に取り組む民間会社の視察。

これらの取組に対する指標として、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労相談件数を設定した。

目標値 500 件 ※381 件 (平成 30 年度実績)
実績 1102 件 目標値の倍の実績、ゆいはあと に就労相談員が配置されたことやハローワークとの連携が強化されたことなどが要因と考えている。

施策 7 日常生活を支えるサービスの充実

取組 1 地域生活支援の充実

取組実績

- ・生活介護及び居宅介護事業所利用者へ満足度のアンケートを実施。
- ・「厚木市障害福祉サービス事業所開設準備・運営経費補助金交付要綱」を制定し開設が困難な障害福祉サービスについて計画的に補助を実施する。(平成 31 年度 4 月 1 日～施行)
⇒ 重度の自閉症のある方の生活介護事業所に対して公募をする予定。

これらの主な指標はそれぞれのサービスの満足度に設定。

目標値	訪問系サービス	78.0%	※76.2%	(平成 28 年度実績)
	日中活動系サービス	83.8%	※82.7%	(平成 28 年度実績)
実績	訪問系サービス	88.2%		
	日中活動系サービス	73.7%		

以上の結果から一定の満足度は得られていると感じている。

施策 9 災害時支援体制の強化

取組 1 地域の防災ネットワークづくり

取組実績

・厚木市・厚木市障がい者協議会共催で平成 29 年度に実施した鳶尾 4 丁目地区避難訓練に関する報告会を障害者週間に実施。このプロジェクトのリーダーや神奈川工科大学の小川先生などを講師とした。その際、市内各避難所運営委員会に参加を呼びかけた。

これらの取組の指標は、自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合に設定した。

目標値 4.0%

実績 6.5%

データを取り始めたのは平成 30 年度からであるが今後もこの数字が上がることを期待している。

取組 2 自分でできる事前対策の促進

取組実績

- ・避難支援等に必要な情報を事前に提供する同意がとれない方への再確認。
- ・手帳交付時に制度の案内を行う。

主な指標として避難行動要支援者のうち、避難支援等に必要な情報を事前に提供することについて同意した人（同意名簿）の割合とした。方法として厚木市の職員が対象者に訪問などをし制度の説明をし同意を求めた。また、障がい者手帳の交付時に制度の案内をした。

目標値 50.0%

実績 45.1%（平成 30 年 10 月 1 日時点）

まだまだ、実績は足りていないので引き続き取り組んでいく。

施策の方向10. 地域をつなぐネットワークの構築

取組 1 地域による見守り活動の充実

取組実績

- ・各地区地域福祉推進委員会にて事業を実施。

これらを図る大名指標として、自分が住んでいる地域で支え合い活動が展開されていると思う人の割合とした。

目標値 31.5%（平成 28 年度実績 28.0%）

実績 37.7%

目標値は超えているがこの数値は高ければ高い方が良い。今後も引き続き取り組んでいく。

取組 2 障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実

取組実績 相談支援事業所連絡会（障がい者相談支援センター含む）と地域包括支援センターとの合同連絡会を実施し相互の交流を図った。

これらを図る指標として障がい者相談支援センターが行う訪問相談の件数とした。ここでいう訪問相談は実際の要件がなくても訪問や電話などで障がい者に手を差し伸べる見守り支援などとしている。

目標値 304 件（平成 28 年度実績 189 件）

実績 168 件

数値は低い徐々に増やしていくよう地道な活動が必要だと思っている。

施策の方向 11 地域における人材等の創出と活用

取組 1・2 支援の担い手の養成と活動支援・地域での支え合う仕組みづくりの支援

取組実績

- ・ヘルプカードを広報などで周知した。
- ・各種事業でのヘルプカードの周知及び配布。

これらの主な指標について ヘルプカードを提示して、支援を受けたことがある障がい者の割合とした。

目標値 10%

実績 50%

ここまでは障がい者福祉計画の内容になっている。次に障害福祉計画 障がい者総合支援法の規定に基づき、サービスの目標値を作って、実績、達成率などを振り返る必要があり報告される。

平成 29 年度の実績を基に 平成 30 年度の目標値を設定した。

訪問系 同行援護について

障害福祉サービス利用実績（各年度 3 か月分の利用実績）

資料修正

訪問系サービスの同行援護の項目について

平成 30 年度実績の 729 時間 ⇒ 856 時間

達成率 92.9% ⇒ 117.4%

同サービスの行動援護について

平成 30 年度実績 182 時間 ⇒ 729 時間

達成率 46.3% ⇒ 185.4%

以上修正あり。行動援護については達成率が大幅に高くなった要因は利用者が 17 人から 24 人に増えたことがあげられる。また、他の項目で目立つのは自立訓練は元々、利用者さんが少ないので目標通りには行かないが、就労継続支援 A 型については平成 30 年度の目標値は 32 名としていますが実績は 77 名利用で達成率が 240.6%になっている。

居住系サービスについては、ほぼ目標通り、指定相談について 地域移行・定着支援について目標値は 1 名に設定しているが平成 30 年度については 0 件になっている。これから件数を増やせるように厚木市として考えていく。

障がい児通所支援について

医療型児童発達支援については厚木市内には事業所が無いので実績も無い。

ニーズはあるがなかなか 増えない 厚木市だけに限らず他市町村も負えない状況である。

地域生活支援事業について

日中一時支援について 達成率は 163.0%になっている。

設定した目標値は第 4 期前の設定、国が重きを置いている事業で変わってくる、実状との解離が出てくるかもしれない。

取組 2・3 障がい者理解を深めるための啓発活動・交流及び共同学習の推進

取組実績

- ・社会福祉協議会におけるボランティア養成講座の開催
- ・災害ボランティア運営スタッフ登録事業の実施

主な指標は ボランティアセンターにおける登録団体加入者数

目標値 5200 人 (平成 28 年度実績 5039 人)

実績 6458 人

以上、第 5 期障がい者福祉計画実績報告終了。

(2) 地域生活支援拠点について (資料 9 参照 説明者：障がい福祉課小宮氏)

今までの報告の中で基幹相談支援センターや地域の相談支援センターから、親亡き後のキーワードが多数出てきていてそのために拠点を整備するという話になっているが、そうは言っても、地域生活支援拠点自体がなかなか馴染みがないということでその中身について説明する。

この地域生活支援拠点というのは、障がいのある方が、地域で暮らしていくために必要な機能を地域で整備していく。令和 2 年度までに、整備をして行きなさいと国から通達が出ているが、拠点の概念の難しさであったり、障がい者の地域生活をどういう風に支援していくか、整備手法の難しさで、全国の自治体 1741 のうち令和元年度までに整備をすると言ったところの自治体が 178 である。大体 1 割位しか今年度中に、整備できる予定がない。残り 9 割の自治体は、来年度までに整備する状況である。

その中で厚木市では、平成 28 年度に整備を完了しているが、以前代表者会議でも紹介しているが、まだまだ、機能が効果的に発揮されているとは言い難く、今後具体的に抽出し解決を図っていく必要があると考えている。

厚木市の地域生活支援拠点等について、現状と課題を説明するので、ご意見をいただきたい。

1. 地域生活支援拠点とは、障がい者が地域で安心して暮らすための機能をもった事業所等のことである。ここでキーワードになるのは、地域と機能である。

2 ページ目、(2) **なぜ、地域生活支援拠点を整備する必要があるのか**だが、この部分の理解が非常に重要になる。ここが、関係機関で共通認識を持っていないと整備をしても機能しない外見だけの整備になってしまうと考えている。

例えば、◎「**障害者の権利に関する条約**」だが、障がい者の人権、基本的自由、尊厳の尊重について規定をされている条約である。国は、2014 年に批准をした。批准をしたということは、国は、ここにかかれていることを守り、進めていくことを約束したということである。そのうちの第 19 条に自立した生活及び地域社会に受け入れられること。そのうちの(a)障がい者が他の者と平等に居住地を選択し、及びどこで誰と暮らすかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を追わないことと書いてある。これは、まさしく障がいのある方が、希望する場所で住み、希望する方と生活し、そういったことを選ぶことのできる地域社会。また、本人以外の方が、『あなたはここに住みなさい』と言われない社会ということが言えるかと思う。また、(b)地域社会における生活及び地域生活の受け入れを支援し、並びに地域社会からの孤立、隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会資源サービスを障害者が利用することができることとあるが、ここでも地域社会の生活であったり、地域社会に受け入れてもらうことを支援する。また孤立させないような支援をしていくということが記載されている。

◎「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」ということで、地域生活支援拠点の具体的な根拠の一つである。その基本理念としては、**3入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**ということ、より具体的に地域生活に移行していきましょう。そして継続を支援しましょう。そのとき出てきた課題に対応したサービスを提供していきましょうという方針がうたわれている。これらのことは、今後障がい者本人の意思を尊重していくことが地域生活の基本であり、地域生活の継続の支援が重要になってくるということであり、これが国の明確な施策である。施設から地域へ、そして共生社会へ。厚木市では、地域包括ケア社会に繋がる大きな流れを支える重要な機能であるからこの拠点を整備していかななくてはならない。

3ページ目は**(3) 地域に住んでいる障がい者や家族が具体的な心配事は？**何なのかという、本人に重度な障がいがある、家族が高齢になり、親亡き後はどうしよう。施設や病院から地域に移るときの不安や緊急事態が起きたときの心配事があると同時に支援者が単独で対応するのは、難しい。

4ページ目に**(4) 障がい者が安心して暮らすために必要なものは？**何なのか。国が『5つの機能』**1相談 2緊急時の受け入れ・対応 3体験の機会・場 4専門性 5地域の体制づくり**を示した。これら『5つの機能』を整備し、それぞれを連結させることにより、障がい者の地域生活における安心感を担保することを目指して行きたいと考えている。安心感を担保するということは、そういった機能があるということを実感してもらおうことである。当事者、家族、支援者に周知することが重要になってくると考えている。またこの他に必要な機能があるのではないかとこのことを協議会等で検討していくことも必要なことと考えている。

5ページ目は、平成28年度当時に特に緊急時の受け入れについて、協議会のプロジェクトで検討した内容である。第1回目で**課題抽出**した。

6ページ目第2回目で緊急時の定義を決めた。緊急時の定義は、**①介護者の不在②障がい特性の対応困難**の二つに限定した。この他にも災害、虐待というようなことが、緊急時として考えられるが、これは、別の法律や対応の仕方で行っていくという整理をしている。次に情報のない方の緊急時受け入れについてだが、全く情報のない方を突然短期入所で繋げてくれと言われても、施設でさまざまな不安がある。できる準備として、緊急対応プランというのを作成したらどうかという提案をいただきました。数多くあるなか、全ての方のプランを作成するのは、大変ではないかということで、次回持ち越しとなっている。平常時としてできる準備として、短期入所支給決定を受けたのであれば、緊急時に使うのではなく、平常時から、見学、体験利用していくことで、いざという時にスムーズに入所施設に入所できるように、あらかじめ準備を進めておくことが重要ではないかといいただいている。また、一つの施設に固定せず、市内の全ての短期入所施設で対応する運用をさせていただいている。

7ページ目は、**(1)「安心生活支援プラン」**について検討した。**ア サービス等利用計画**に一つのサービスとして記載する。**イ サービス担当者会議の開催**により、関係者間で情報共有する**ウ 施設の開所時間外（休日、夜間）でも対応するサービス**であると位置づけた。緊急時として受け入れをしたのに、無し崩してきに長期間の利用にならないように**(2) 緊急時受け入れの期限を原則48時間、最長72時間以内にサービス等調整会議を開催し、今後の支援の方向性を検討すると整備**をした。

緊急時が起きた時は、平日であれば、相談支援専門員、休日であれば基幹相談支援センターの職員が対応する仕組みになっている。

こういった仕組みを平成28年度に作成し、平成29年度から運用している。いろいろな課題が現時点で出てきている。

10 ページ目は(1)「**安心生活プラン**」の普及啓発である。2年半運用しているが、利用者が3名である。その理由が、**ご家族の理解が得られない**。本人が嫌がるなど現実問題として捉えていただけない。**緊急時対応の必要な方の優先順位具体的に明示する必要性がある**。

(2) **緊急時の搬送**について、誰が送り届けるのか明確な役割分担ができていない。

(3) **24時間相談支援体制**についても機能の分担があると切れてしまうので、現在の実行性について検証する必要があると考えている。

11 ページ目は(4) **セルフプラン利用者への対応**で厚木市のセルフプラン率は障がい者が46.1%、障がい児が86.5%と高い割合となっている。セルフプランの場合は、**安心生活プラン**においては、緊急時に対応する相談支援専門員がいないため、緊急時対応が見込まれる方は、優先的に計画相談に切り替えていく必要があると考えている。

(5) **サービス利用者以外への対応**で「**安心生活プラン**」利用者以外の方の**緊急時の対処方法を考える必要がある**と考えている。支援機関と繋がっていない方が、緊急時になったときに、誰が何をするのかということをもっと深く検討していかなくてはならない。

12 ページ目 **4課題解決の取組**について、今厚木市としては、予防としての取り組みと緊急時の対応についての取り組みの二つの方向から検討していきたいと考えている。**予防の取組**としては、(1) **障がい者とその家族への理解促進**を分かりやすい形で理解促進を図る。(2)「**安心生活支援プラン**」の**優先順位を設定**し、何かあった際に生活困難になってしまう状況を検討し、ケースごとに優先順位を付ける。(3) **相談支援専門員への理解促進**をし、**緊急性の高いケースは、積極的に「安心生活支援プラン」に盛り込む**。サービスの利用のない方などについては、**地域包括支援センターとの連携やアウトリーチなどによる積極的な介入が必要となる**。

緊急時が起きた後の対応についての取組としては、13 ページ目 (4) **緊急時相談対応ルート**の確立をする。休日・夜間において、緊急時の相談を受けた後、誰がどのように対応し、受け入れまで完了させるのか役割分担を再検討する。(5) **緊急時対応体制の拡充**を図る。訪問系や日中活動系サービス事業所が緊急事態の兆候をキャッチし、迅速に連絡できる体制整備や短期入所施設への搬送の役割を担ってもらおうと拠点の事業が拡充すると思っている。(6) **インフォーマルサービスに対する予算計上**として**緊急時の搬送や全く関わりのない方の受け入れに対する補助金の検討**をしていきたいと考えている。

14 ページ目は、現在の整備状況のイメージ図である。機能は昔からあるが、それが上手く繋がっていない。今も繋がっていないのが課題である。15 ページ目のイメージ図のように、まずは、機能の担い手を増やしていく。機能そのものも増やしていくということで、障がい者の地域での生活を支援していく支え手を増やすことで、真に効果的なセーフティネットを作り上げていきたいというのが、現在厚木市目指しているところである。

(3) 各プロジェクトの上半期の取り組みについて

相談支援

神奈川県人材育成ビジョンに基づき、利用者の夢や希望と一緒に考え、地域で安心して生活が送れるよう、利用者を中心とした支援を行い、そのためのネットワークや地域づくりの働き掛けができる人材育成を目指し取り組んできた。

具体的な取り組みとして「地域の関係機関等とのネットワークの構築」、「相談支援専門員のスキルアップ研修等の実施」、「障がい児支援利用計画(セルフプラン含む)の作成支援」(障害児相談支援事業所の相談支援専門員の育成、事業所支援)以上を深めた。具体的な取り組みとして①「**スーパーバイザーを活用した相談支援専門員のスキルアップ**」、スーパーバイザーの保

健福祉大学の岸川学教授を中心に上半期は3回の勉強会を行った。相談支援専門員の為の勉強会でもあったが、相談支援事業所だけでなく児童系のサービス事業所と合同での開催となった。この勉強会を通して障がい児支援について一緒に考える契機になることを期待している。②関係機関の連携を強化するためサービス担当者会議を行った。③介護保険移行に伴う手続きについての確認をするため地域包括支援センターとの合同連絡会を活用し障がい福祉サービス、介護保険サービスについてそれぞれの内容などについての勉強会を実施した。④厚木市内の事業所とのネットワークを構築するために居宅介護事業所やグループホームの連絡会に参加し顔の見える関係づくりに取り組んできた。

下半期の取り組みについて

「相談支援事業所連絡会の開催、その場を活用した勉強会の開催」、「スーパーバイザー等を活用した相談支援専門員のスキルアップの為に研修等の実施」、「厚木市居宅介護事業所連絡会やグループホーム連絡会への参加」「サービス担当者会議の開催」

以上の取り組みを通して地域で支え合う共生社会を目指し、教育と福祉、医療と福祉など様々な連携を通し、地域課題を抽出しマイサポートブックの有効活用等の方法を検討していきます。

一貫した療育・子育て支援

昨年度に引き続き地域で支え合う共生社会を目指し、教育と福祉、医療と福祉など様々な連携を通し、地域課題を抽出しマイサポートブックの有効活用等の方法を検討していきます。

実際の取り組みとして令和元年6月20日に「放課後等デイサービス・児童発達支援事業所説明会」を開催した(資料2)。開催の目的は「厚木市内の児童サービスを知ってもらうこと」「放課後デイサービス、児童発達支援とは何か?療育を必要としているお子様にあった適切な療育支援が届けられるようにマッチングができる場所」「他の事業所の療育情報を事業所同士で情報交換ができる場として」当日はその日は厚木周辺で大きな事件が起きた日だったが無事に開催できた。参加人数は事務局を含めて86名参加。参加した事業所から「横のつながりができた」という声も聞かれた。

それ以外の取り組みとして事務局内でマイサポートブックの普及啓発や引きこもり児童への支援などについて検討した。マイサポートブックについては7月の中旬に市内の支援級の先生方の連絡協議会に参加し同ブックの普及啓発を行った。

下半期の取り組み

「マイサポートブックの電子化に向けての検討など」「不登校・ひきこもり児童・保護者への支援についてプロジェクト」「放課後等デイサービス・児童発達支援事業所合同説明会次年度に向けて」

以上

居住確保

障がい者、主に精神障がい者の地域移行の課題の一つとして居住確保の困難さをあげ平成28年度からプロジェクトを実施している。①障がいに理解のある不動産店の開拓、ネットワークづくり(研修【精神障がいについて、当事者の体験談等】・啓発も兼ねた不動産店・大家さんの為の情報ガイド・支援サポートシート、アケートについて)②当事者へのアプローチ・支援など(当事者向けのガイドブック作成)を行ってきた。

今年度、7月26日（金）第一回PJを開催した。

①協議会で承認された『当事者向けのガイドブック』について 委員間に報告、今後、運用・活用について、活用後に当事者からの意見なども含めて必要に応じて修正もしていくこと話し合われた。

②不動産店のニーズ調査だけでなく啓発やアプローチを兼ねたアンケート作成について検討、年内にアンケートを実施していく。

↑すでに完成、実施している。その結果を踏まえて不動産店の研修も検討していく。

③居住確保後その家で末永く生活が継続するための 支援体制、課題などについても検討した。今後、課題を検討していくことは継続していく。

11月29日 海老名市の協議会から 依頼があり 厚木市の取組について参考にしたいという声があり 第2回プロジェクト は 合同で実施していく。

地域移行に関する共通の課題も情報共有もしていく予定である。

防災

地域づくりの視点から障がい者の災害時における地域の防災について検討を重ねています。平成30年度においては、平成29年度に行われた荻野地区災害時避難モデル（鳶尾4丁目地区避難訓練）の要配慮者を中心とした避難訓練の報告書の作成及び報告会を実施し、地域全体の意識向上を目指しました。

本年度については、普段からの見守りに繋げるためにも『自助』に関する取組を検討します。

- ◆「自助」に関する取組として、障がい者の課題について検討
- ◆「自助」に関する取組として、災害に対する日頃の準備や心がけ（意識向上）
- ◆防災対策チェックリスト及び防災対策チェックリストの手引きの改訂
- ◇「自助」に関する取組として、障がい者の課題について共有
- ◇意識向上に向けた研修会等の開催
- ◇防災対策チェックリスト及び防災対策チェックリストの手引きの周知と活用

- ◇防災対策チェックリスト及び防災対策チェックリストの手引きの改訂をし、持ち運びのできる簡易版を作成
- ◇改訂した防災対策チェックリスト及び防災対策チェックリストの手引きをもとに、通所先の支援者を対象に研修会を開催予定
- ◇防災に関する講演会等を開催予定

就労支援

より身近な地域で就労相談を受ける体制を整備し、障がい者が地域で自立できるように関係機関の就労支援のネットワークの構築を行い、障がい者の雇用促進と職場定着に向けた体制作りに取り組めます。今年度については企業へ障がい者雇用について普及啓発に取り組んでいる。

具体的な取り組みにつ言え

支援学校、就労継続支援 A・B 型事業所との情報交換会を実施した。

情報交換会の目的は先生方は生徒の卒業後の進路先について知ってもらい進路指導の参考にしてもらうこと。事業所側は2～3年後を見越した受け入れ体制について考えてもらう機会にするために実施。今後も毎年実施していく。

また、企業の障がい者雇用を促進するために企業向けにパンフレットを作成する。また、企業に向けたニーズ調査をするためのアンケート作成、実施を検討している。

今年のゆいはあと主催の「ふれあいシンポジウム」で障がい者雇用をテーマにした内容で実施予定。

講演者は みずほ銀行 特例子会社 ビジネスチャレンジに依頼している。

シンポジウム後半では実際に企業で働いている、またはこれから働きたいという希望がある当事者の方にも参加してもらう予定。また、企業さんの養護学校への見学会も開催予定。

質疑・感想など

ぼむ より

合同説明会は良い取り組みだと思いました。実は ぼむ も就労移行支援事業向けの情報交換会を平成 29 年度から合同説明会を行っている。今年度については海老名地区、大和綾瀬地区の2か所で実施予定。また、海老名市の自立支援協議会で児童から成人から海老名市内の事業所の事業説明会を行っている。(情報提供)

フレッシュ厚木

居住確保について

精神障害者の家族会の立場として居住確保プロジェクトの取り組みはありがたい。精神障がいには偏見を受けやすい。地域移行において住むところの確保は難しいと感じていた。不動産屋や大家が精神障害者に家を貸していたどんなことで困っているのか？知りたいと感じた。

防災プロジェクトについて障がい者の避難場所についてどうなっているのか？

事務局

以前は福祉避難所として福祉センターが指定されていた。しかし、問題が今は福祉避難所は無い状況。しかし、市内の入所施設については実際に発災時に必要に応じて障がい者の方々を受け入れる協定を市内で障がい、介護施設 20 か所以上の施設と結んでいる状況。また、厚木市 危機管理課として福祉避難所を再度、設定する動きがある。

フレッシュ厚木

現状では介護施設などが障がい者などを受け入れてくれるのか？交渉をしてから受けれるのでは災害時の混乱した状況でその交渉などの流れができるか？実際に精神障がいの人が普通の避難所で過ごすことは難しい方もいるので今後、できるだけ早く検討をして欲しい。

事務局

頂いた意見は障がい福祉課だけでなく他課なども含めて参考にさせていただきたい。

居宅介護事業連絡会

そうならないために「包括ケア社会」を目指しているのでは？

自治会の話の中でこの地域に どんな人（医療職・介護職など）が住んでいるか？避難訓練にどんな人が参加しているのか？把握しておくことも大切なのでは？

事務局

そういったことも踏めて今年度については自助共助などにも重きを置いて取り組んでいく。

議長（森屋）⇒司会（事務局：基幹相談支援センター長）

(4) その他

3 閉 会

挨拶 重松副会長

以 上